

**令和8年度
応援かつらぎクーポン 2026 事業**

参加店募集要項

応援かつらぎクーポン 2026 事務局

令和8年度応援かつらぎクーポン 2026

参加店募集要項

1. クーポン券の発行概要

商品券名称	応援かつらぎクーポン 2026
発行者	葛城市
発行総額	約377,000,000円
発行枚数	約37,700冊 ※1冊(1,000円クーポン券×10枚)＝額面10,000円分
参加店負担	負担なし
対象者	葛城市の住民基本台帳に記録されている者(基準日:令和8年3月1日)
有効期間	令和8年5月15日(金)～令和8年9月30日(水)
換金受付期間	令和8年5月15日(金)～令和8年10月30日(金)を予定

2. クーポン券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用クーポン券の直接換金は禁止します。
- (2) クーポン券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) クーポン券と現金の交換は禁止しています。
- (4) お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様からクーポン券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離してクーポン券のみを受取りください。
- (7) 冊子から切り離されたクーポン券は原則使用できませんが、お客様が冊子を持っており、クーポン券の管理番号からその冊子のもとの確認できれば、使用できます。
- (8) クーポン券の対象外商品などを独自に定める場合(特売品など)は、予めお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン券使用上限額などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (10) 利用期限を過ぎたクーポン券は受取らないでください。**利用期限:令和8年9月30日(水)**
- (11) クーポン券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(葛城市)は責任を負いません。
- (12) 換金期限以後はいかなる場合もクーポン券の換金は無効となります。

3. クーポン券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・医療・介護保険診療の一部負担支払い
- ・その他、市が指定するもの

4. 参加店登録にあたっての資格

葛城市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 上記3.【クーポン券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 葛城市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団等（葛城市暴力団排除条例（平成23年葛城市条例第15号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ）であるとき。
- (7) 暴力団等が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 参加店登録申請について

(1) 登録方法

参加店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、以下の方法で申請してください。(大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。)

FAX もしくはメールでの受付

(FAX、メールのどちらも難しい場合は、下記住所まで申込書をご郵送ください。)

なお、郵送郵便料金は店舗にてご負担願います。)

〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1 大陽日酸新町ビル6階(株)KBC 内
「応援かつらぎクーポン2026 参加店受付係」 宛

FAX: 0570-029-184

E-mail: nara@or.knt.co.jp

(2) 登録期間：一次募集 令和8年4月8日(水) 17:00まで

※一次募集にて登録された店舗はチラシに掲載し、対象世帯へ郵送されます。

二次募集 令和8年4月9日(木)以降随時受付

※二次募集にて登録された店舗は『葛城市ホームページ』のみの掲載となります。

(3) 登録：登録申請のあった事業所・店舗等については、葛城市での審査を経て参加店として登録し、参加店舗一覧表に掲載します。また、店頭に掲示していただく「参加店表示ポスター」「クーポン券(見本)」「換金に必要な資材一式」「応援かつらぎクーポン券参加店マニュアル」は後日配布します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 参加店の責務等

参加店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 参加店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「参加店ポスター」「参加店ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示する等工夫してください。
- (2) 使用されるクーポン券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いのないか確認してください。なお、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、クーポン券コールセンターまでご連絡をお願いします。クーポン券の「見本」については、レジ担当者やクーポン券を取り扱うすべての店員に周知願います。
- (3) 取引によりクーポン券を受取ったときは、券裏面に「参加店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに参加店印があるものは、受け取りを拒否してください。

7. 換金手続きについて

(1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【換金受付期間：令和8年5月15日(金)～令和8年10月30日(金)】

- ・使用済クーポン券と換金用伝票を、専用レターパックにてお送りください。
- ・事務局にて使用済クーポン券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・使用済クーポン券受付後、下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。

【事務局への到着期間】

【入金予定日】

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ・ 5月 15日(金)～ 6月30日(火)まで → | 7月31日(金) |
| ・ 7月 1日(水)～ 7月31日(金)まで → | 8月31日(月) |
| ・ 8月 3日(月)～ 8月31日(月)まで → | 9月30日(水) |
| ・ 9月 1日(火)～ 9月30日(水)まで → | 10月30日(金) |
| ・ 10月 1日(木)～ 10月30日(金)まで → | 11月30日(月) |

◆最終受付日は、令和8年10月30日(金)消印有効分までです。

◆最終受付日を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記受付期間中に換金手続きをしてください。

◆上記受付期間は、平日の事務局営業時間内に限定いたします。

(2) 詳細なクーポン券の換金方法は、「参加店マニュアル」に掲載させていただきます。

- ◆換金用伝票とクーポン券の枚数が合わない場合は、事務局から取扱店様へご連絡のうえ、クーポン券参加店控え・クーポン券番号の確認をお願いすることがあります。

8. 参加店の取消等

参加店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と葛城市が協議しその対応を決定します

◎コールセンター開設（5/15）期間までのお問合せについては下記までお願いいたします。

●応援かつらぎクーポン2026事務局（近畿日本ツーリスト株式会社 奈良支店内）
事業担当：堀本（ほりもと） AM10：00～PM5：00（土・日・祝 休み）
電話：0742-23-4891 FAX：0742-22-8946
E-mail：nara@or.knt.co.jp

◎5/15以降、参加店申込、その他に関するご質問につきましては、下記までお問合せください。

●応援かつらぎクーポン2026コールセンター（令和8年5月15日～令和8年9月30日）
AM9：00～ PM5：00（土・日・祝 休み）
電話：0120-768-221
FAX：0570-029-184 ←登録申込書はこちらにFAX送信ください

◎本取組に関するご意見などがございましたら、下記までお問い合わせください。

●葛城市担当課：商工観光プロモーション課
電話：0745-44-5111
FAX：0745-44-5008